

府舎は地上6階、地下1階建てで、喫煙が確認されたのは地下1階の駐車場と、3、4階の会派控室に設けられた個室など。いずれも出入りが制限され、日常的な利用は道議に限られる。

府舎は地上6階、地下1階建てで、喫煙が確認されたのは地下1階の駐車場と、3、4階の会派控室に設けられた個室など。いずれも出入りが制限され、日常的な利用は道議に限られる。

控室や地下駐車場で

5月に利用が始まった道議会新庁舎内で、自民党・道民会議と民主・道民連合の一部の道議が法律に反して喫煙していることが分かった。道議ら複数の関係者が、北海道新聞の取材に対し、庁舎内の個室や駐車場で喫煙が行われていると認めた。改正健康増進法は議決機関について、喫煙所を除き屋内全面禁煙と定めており、庁舎に喫煙所はない。条例を定める立場にありながら、道議の法令順守意識の低さが浮き彫りとなつた。

（31面）開設当初から臭い

「屋内禁煙」に違反

道議、新庁舎で喫煙

同法は、地方議会庁舎などの議決機関を含め、不特定多数が利用する施設について原則屋内禁煙とし、分煙対策を施した「喫煙専用室」でのみ喫煙を認めている。違反した場合は最大30万円の過料が科される。庁舎を管理する道議会事務局は「喫煙の事実は把握していない」としている。

庁舎完成前、自民会派は控室に喫煙所を設置する方針だったが、他会派や世論が反発。結論を先延ばしにため、喫煙所は設けられず、今後の見通しも立っていない。（安倍謙、村田亮）



道議会新庁舎地下1階の駐車場に貼られているポスター。「地下駐車場も含め喫煙することはできません」と明記されている

「たばこを吸えないはずなのに真いがする」。道議会新庁舎の利用が始まり5月からこうした指摘が道議や道職員ら関係者から相次いでいた。社会のルールを定める道議が法に反して庁舎内でたばこを吸う現状に対し、道議会内部か

開設当初から「違法」横行か

「まぜん」と記されたポスターが貼つてある。数分後、喫煙を終えた道議は車を降り、ポスターを素通りして上階へと向かっていった。

東北大の黒沢一教授（産業医学）は、庁舎内での道議の喫煙について「開いた口がふさがらない。法を犯してまで喫煙したがるのは、新庁舎への喫煙所設置の是非について、各会派の協議で結論が先送りされたが、自民会派内に一部施設の改修が必要との声があり、これに合わせて設置を模索する動きがある。一方、同会派内でも「政策の優先度を考えれば、喫煙室設置は適らない」との声が強い。

それでも、駐車場や会派控室で喫煙する姿が確認されている。

8月上旬、道議会新庁舎地下1階の駐車場。薄暗い車の中で赤い火がつき、紫煙が立ち上った。駐車場出入り口の壁には「地下駐車場も含め喫煙することはでき

り、ポスターを素通りして上階へと向かっていった。 庁舎4階の自民党・道議の会派控室には、党道連幹部用の個室や応接室があり、外から内部が見えないよう仕切りが設けられている。その中に入った道議や道職員が、同会派の複数の道議が集まって喫煙する姿を確認。ごみ箱には加熱式たばこの吸い殻が無造作に捨てられていた。

若手道議は「自民会派の控室にはいつも臭いが残っている。たばこを嫌う人の気持ちが分からないのか」、道議員は「ぜんそく持ちには本当にきつい」と訴える。民主・道民連合の道議につ

いても、駐車場や会派控室で喫煙する姿が確認されている。

東北大の黒沢一教授（産業医学）は、庁舎内での道議の喫煙について「開いた口がふさがらない。法を犯してまで喫煙したがるのは、新庁舎への喫煙所設置の是非について、各会派の協議で結論が先送りされたが、自民会派内に一部施設の改修が必要との声があり、これに合わせて設置を模索する動きがある。一方、同会派内でも「政策の優先度を考えれば、喫煙室設置は適らない」との声が強い。